

各小委員会・専門委員会の審議状況について

容器包装の3R推進に関する小委員会の審議状況について

平成 18 年 6 月 9 日に、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案が可決・成立したことを踏まえ、適切な法の施行の政省令事項の制定、その他容器包装の 3 Rを一層推進するために必要な事項等について検討するため、容器包装の 3 R推進に関する小委員会が設置された。

1. 審議状況

- 容器包装の 3 R推進に関する小委員会（第 12 回）平成 24 年 3 月 27 日
 - ・容器包装の 3 Rについての最近の取組状況について
 - ・容器包装の素材に係るリサイクル 8 団体（3 R推進団体連絡会）の取組状況について

2. 審議内容

環境省より容器包装の 3 Rについての最近の取組状況について、分別収集の状況や再商品化に係る入札の状況などが報告された。

また、3 R推進団体連絡会より容器包装の素材に係るリサイクル 8 団体（ガラスびん、ペットボトル、紙、プラスチック、スチール缶、アルミ缶、紙パック、段ボール）の取組状況の報告が行われた。第一次自主行動計画におけるリデュースに関する目標では 8 素材中の 7 素材、リサイクルに関する目標は 8 素材中の 5 素材が、目標を達成している状況であった。

3. 今後の予定

容器包装リサイクル法は平成 20 年 4 月に改正法が施行されており、施行後 5 年を経過した場合において施行状況の点検等を行うことが法律に定められていることから、検討を開始する。

家電リサイクル制度評価検討小委員会の審議状況について

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）について附則の見直し規定に基づく施行状況の評価・検討を行うため、平成18年6月より家電リサイクル制度評価検討小委員会と産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルWGとの合同会合（以下「合同会合」という。）が開催され、平成20年2月に「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（以下「合同会合報告書」という。）が取りまとめられた。

現在、合同会合報告書の内容を踏まえ、施策の具体化に取り組んでいるところであり、平成20年度より毎年1回合同会合を開催し、施策の進捗状況の報告・確認を行っている。

1. 審議状況

○第20回合同会合 平成23年12月19日

・家電リサイクル法に基づくリサイクルの実施状況等

2. 審議内容

「家電リサイクル法に基づくリサイクルの実施状況」に関し、引取台数が全体として着実に増加する中、月別の動向を見ると、エコポイントの影響で平成22年11、12月に大きく増加していること、またテレビは平成23年7月に地デジへの移行の影響で大きく増加していることなどの報告を行った。再商品化の実績も、家電リサイクル法で定める再商品化等基準を上回り、過去3年の実績においても、高い水準で推移している旨報告した。

また、「不法投棄の状況」に関し、平成22年度の廃家電四品目の不法投棄台数（推計値）が131,785台（前年度比1.1%減）となったことや、違法な不用品回収業者については、「違法な不用品回収業者への対応」と題し、実施した調査結果及び環境省としての取組等について報告した。

3. 今後の予定

合同会合報告書では、5年後を目途に制度検討を再度行うことが適当としており、その際、本取りまとめに位置付けられた各種施策が期待された効果を上げていない場合には、費用回収方式等を含め、制度の全体的な在り方についても制度検討を行うことが適当としている。

今年度は合同会合報告書のとりまとめから5年後に当たるため、施行状況の評価・検討を行うための合同会合を本年5月頃から開催する予定である。

自動車リサイクル専門委員会の審議状況について

自動車リサイクル専門委員会は平成13年5月に第1回会議が開催され、平成14年9月以降は産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWGとの合同会合（以下単に「合同会合」という。）において自動車リサイクル制度の専門的な事項について審議が行われてきた。平成20年7月の第12回合同会合以降、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）の附則の見直し規定に基づく法の施行状況について評価・検討を行うため、合同会合が開催され、平成22年1月に「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（以下「合同会合報告書」という。）が取りまとめられた。

現在、合同会合報告書の内容を踏まえ、施策の具体化に取り組んでいるところであり、平成22年度より毎年1回合同会合を開催し、施策の進捗状況の報告・確認を行っている。

1. 審議状況

○第30回合同専門委員会 平成24年8月10日

- ・自動車リサイクル法の施行状況、合同会合報告書に関する検討状況等

2. 審議内容

平成23年度の自動車リサイクル法の施行状況等に関し、自動車メーカー等から再資源化等に係る収支の状況等について報告がなされたほか、

- ・使用済自動車の引取台数が自動車リサイクル法施行以降、初めて300万台を下回ったこと
- ・自動車メーカー等によるリサイクル率については、シュレッダーダスト（ASR）が92～94%、エアバッグ類が92～100%と、国の定める再資源化を実施すべき量に関する基準（ASR50%、エアバッグ類85%）を各社達成し、特にASRについては、全義務者平均で93.3%と前年度の83.8%から大幅に向上したこと

等の報告を行った。

また、合同会合報告書に関する検討状況に関し、①鉛蓄電池の自主回収スキームが平成24年7月より本格運用を開始したこと、②廃発炎筒の回収・処理システムが開始予定であること、③リチウムイオン電池については、現在自動車メーカー各社の回収スキームで対応しており、将来の共同スキームについては検討中であることが各関連団体から報告された。

その他、東日本大震災に伴って生じた被災自動車は仮置場に移動された約7万2千台の処分（市町村から引取業者への引渡し）が順次進められており、このうち約1万5千台の番号不明車両については特定再資源化預託金等（使用されることがなくなったりリサイクル料金）を特別に活用して処理が進められていることを報告した。

3. 今後の予定

合同会合報告書では、5年（平成27年1月）以内を目途に、改めて制度の在り方について検討を行うことが適当としている。

食品リサイクル専門委員会の審議状況について

平成19年6月6日に、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案が可決・成立し、食品廃棄物等の発生の抑制を推進するため、発生抑制の目標値を設定すること、食品関連事業者に食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の状況について、定期報告を義務づけること等の改正が行われた。

平成21年度から始まった食品関連事業者からの定期報告の分析結果がまとまったことを踏まえて、発生抑制の目標値の策定について、平成23年8月10日に農林水産省食料・農業・農村政策審議会食品産業部会食品リサイクル小委員会と合同により標記委員会（以下、「合同専門委員会」という。）を開催し、具体的な事項に関しては、有識者からなる「食品廃棄物等の発生抑制の目標値検討ワーキンググループ」（以下、「WG」という。）を設置し、検討することとした。

1. 審議状況

◎第1回合同専門委員会 平成23年8月10日

- ・合同専門委員会の進め方、定期報告結果の分析等の説明

この間、6回にわたりWGを開催。

業種別の「発生抑制の目標値」の設定について検討し、報告書を取りまとめ。

◎第2回合同専門委員会 平成24年2月3日

- ・「WG報告書」について合同専門委員会に報告、議論の上承認

2. 審議内容

合同専門委員会及びWGにおける審議の結果、食品廃棄物等の発生抑制の目標値設定に当たっての基本的な考え方等が報告書によって示された。発生抑制の重要性が高く、様々な取組が可能な事業種（流通、外食、日配品等の製造業）のうち、データの整った業種から先行して目標値を暫定的に2年間導入することとされ、平成24年4月から実施された。

3. 今後の予定

食品リサイクル法は平成19年12月に改正法が施行されており、施行後5年を経過した場合において施行状況の点検等を行うことが法律に定められていることから、3月28日に検討を開始したところ。